

林業事業体木材生産力向上支援事業実施要領の運用について

令和 4 年 8 月 17 日

4 林 第 3 9 4 号

最終改正 令和 7 年 8 月 1 日

7 林 第 4 1 9 号

(趣旨)

第 1 林業事業体木材生産力向上支援事業の実施に当たっては、林業事業体木材生産力向上支援事業実施要領（令和 4 年 8 月 17 日付け 4 林第 3 9 3 号。以下「要領」という。）によるほか、この運用の定めるところによる。

(優先採択)

第 2 要領の別表 1 の事業種目の欄の(1)の事業に係る要領第 4 の 1 の規定による交付申請については、補助金交付申請の期限ごとに以下の順で優先して採択する。

- (1) 主伐・再造林一貫作業を行う事業者
- (2) 花粉症対策苗木による再造林を実施する事業者
- (3) 1 ヘクタール当たり 2,000 本以下の低密度植栽やコンテナ苗による植栽等の低コスト再造林を実施する事業者
- (4) 事業計画に掲げる木材生産性の伸び率が大きい事業者
- (5) 京の木流通モデル構築支援事業に係るサプライチェーン構築に参画する事業者

2 要領の別表 1 の事業種目の欄の(2)の事業に係る要領第 4 の 1 の規定による交付申請については、補助金交付申請の期限ごとに以下の順で優先して採択する。

- (1) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条に規定する森林経営計画に基づく施業を実施する事業者
- (2) 単位面積当たりの搬出材積が大きい事業者
- (3) 施業の集約化を図り、箇所当たりの施業面積が大きい事業者

(採択基準)

第 3 要領の別表 1 の事業種目の欄の(1)の採択基準の(3)に規定するやむを得ない事情により複数の施業箇所となる場合とは、市町村森林整備計画で定められる森林施業が一体として効率的に行われうる区域内、又は、市町村森林整備計画で定められる森林施業が一体として効率的に行われうる区域が定められていない市町村にあっては同一林班内において、所有者の同意が得られない森林若しくは生育状況等から主伐に適さない森林により分断される場合に限る。

(書類の提出)

第 4 要領により知事に提出する書類は、施業箇所が存する市町村を所管する京都府広域振興局の長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては京都林務事務所

長。以下「振興局長等」という。)に1部を提出するものとする。

- 2 振興局長等は、要領に定める別記第1号様式及び別記第7号様式の提出があった場合、その原本を農林水産部長に進達するものとする。
- 3 振興局長等は、要領に定める別記第2号様式及び別記第3号様式の提出があった場合、その写しを農林水産部長に提出するものとする。ただし、別記第3号様式について要領第5の3に基づき提出があった場合は、この限りではない。
- 4 振興局長等は、補助金の額を確定した場合は、要領に定める別記第5号様式の写しを添付して、その内容を農林水産部長に報告するものとする。
- 5 要領の別表2のその他のオに規定する書類の様式は、別紙1のとおりとする。
- 6 前項の書類の作成に当たって、原則として、施業地内の標準地とみなされる任意の場所でプロット調査を行うこと。また、施業地内に複数の林相がある場合は、林相ごとにプロット調査を実施すること。
- 7 第5項の書類の作成に当たって、搬出材積の算出方法は、一般的かつ合理的と認められる方法によること。
- 8 要領により知事に提出する書類に記載する面積等は、現地測量を利用して求めるものとし、その取扱いは「森林整備事業実施要領」(平成15年1月7日付け5森第104号)第5の3(3)の規定に準じるものとする。

(収益の使途)

- 第5 事業実施主体は、要領の別表1の事業種目の欄の(1)の事業を行おうとする場合は、本事業により得られる収益の使途に関して、別紙2の計画書を作成し、要領に定める別記第2号様式に添付すること。

(補助金の説明)

- 第6 事業実施主体は、要領の別表1の事業種目の欄の(1)の事業を行おうとする場合は、施業の実施前に、施業箇所を所有する者に対して、口頭、書面の送付又はその他の方法により、施業の実施に当たって補助金の交付を申請していることを説明するものとする。ただし、自らが所有する森林で施業を実施する場合は、この限りではない。
- 2 事業実施主体は、前項を証する資料として別紙3の報告書を作成し、要領に定める別記第5号様式に添付するものとする。

(検査)

- 第7 要領の別表1の事業種目の欄の(1)の事業に係る要領第10の規定によるしゅん工検査は、特に保残すべき広葉樹等を除くすべての立木が伐採され、伐採木が搬出されていることを現地で確認するほか、森林整備事業検査要領(昭和49年6月24日付け9林第494号。以下「検査要領」という。)の検査に準じて行うこととする。ただし、検査要領第3条第3項に規定する現地検査の省略は適用しないものとする。
- 2 要領の別表1の事業種目の欄の(2)の事業に係る要領第10の規定によるしゅん工検査は、検査要領の検査に準じて行うこととする。ただし、検査要領第3条第3項に規定

する現地検査の省略は適用しないものとする。

(現地確認)

第8 要領に定める別記第6号様式の提出があった場合は、検査要領に準じて現地確認を行うものとする。ただし、植栽等について府の補助金の交付申請があった場合には、現地確認を省略できるものとする。

(事業実施期間の翌年度への延長)

第9 事業実施主体は、交付決定に係る年度の翌年度まで事業実施期間を延長する場合、交付決定に係る年度内における実績を、別記第5号様式により当該年度の3月31日までに報告しなければならない。なお、この場合、別記第5号様式別紙の施業期間欄に施業予定期間を記入し、事業実施期間を延長する理由を記した文書を添付すること。

2 知事は、前項の報告を受けた場合には、速やかに検査要領に準じて検査を行うこととする。

3 前項の検査を実施した場合、要領第8の「交付決定に係る年度」を「補助事業が完了した年度」に読み替える。

附 則

この運用は、令和4年8月17日から施行する。

附 則

この運用は、令和4年9月21日から施行する。

附 則

この運用は、令和6年4月12日から施行する。

附 則

この運用は、令和7年8月1日から施行する。ただし、改正前のこの運用に基づき申請された事業については、なお従前の例による。

(別紙2)

年 月 日

林業振興課長 様

申請者 住所
氏名

林業事業体木材生産力向上支援事業収益の使途に関する計画書

1 本事業において実施する皆伐により得られる収益の使途

森林所有者への還元 再造林 高性能林業機械等への投資

従業員の待遇改善 従業員の新規雇用

その他 ()

【使途の詳細】

2 森林所有者への還元に向けた取組 (前項で森林所有者への還元に関する記載がない場合のみ)

